

## 参考資料 3

上下水道部訓令第12号

那珂市公共下水道早期接続促進のための下水道使用料免除要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

那珂市下水道事業者 那珂市長 先崎 光

# 那珂市公共下水道早期接続促進のための下水道使用料免除要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の接続促進及び環境衛生の向上を図るため、那珂市公共下水道条例（昭和62年那珂町条例第15号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき供用開始後早期に公共下水道に接続した者の使用料を免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 条例第3条第2号の公共下水道をいう。
- (2) 使用者 条例第3条第7号の使用者をいう。
- (3) 使用料 条例第16条の使用料をいう。
- (4) 供用開始日 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公示された年月日をいう。

## (免除対象者)

第3条 使用料の免除を受けることができる者（以下「免除対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人の使用者とする。

- (1) 供用開始日から起算して3年以内に、主に自己の居住のために供する建物の既存の浄化槽やくみ取り槽を廃止し、公共下水道に接続した者
- (2) 納期限の到来した市税等を完納している世帯の者
- (3) 使用料を口座振替で納付する者

## (免除の期間)

第4条 使用料を免除する期間は、公共下水道の使用開始日から6回目の検針日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、6回目の検針日より前に休止等（休止又は廃止をいう。以下同じ。）をした場合における使用料を免除する期間は、公共下水道の使用開始日から休止検針日までとする。

## (使用料免除の申請)

第5条 使用料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該施設の公共下水道使用開始届の提出前までに下水道早期接続促進使用料免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を事業者に提出しなければならない。

## (使用料免除の決定及び通知)

第6条 事業者は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により免除の可否を決定し、下水道早期接続促進使用料免除決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## (使用料免除の取消し)

第7条 事業者は、申請者が不正な手段により使用料免除を受けた場合は、使用料免除の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、主に自己の居住のために供する建物の既存の浄化槽やくみ取り槽を廃止し公共下水道に接続した者は、免除対象者とする。

様式第1号（第5条関係）

下水道早期接続促進使用料免除申請書

年　月　日

那珂市下水道事業者　那珂市長

申請者　住　所  
氏　名  
電話番号

下水道使用料の免除を受けたいので、那珂市公共下水道早期接続促進のための下水道使用料免除要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

また、那珂市下水道事業者が免除の可否を審査するにあたって、申請者世帯の市税等の納付状況について、各関係機関に照会又は確認することに同意します。

排水設備設置場所	那珂市
口座振替依頼	金融機関への提出　済　・　未 ※上水道を使用している方で、口座振替で水道料金の支払いをされている方は「済」に○をしてください。また、口座振替依頼を金融機関に提出していただく必要はありません。
備　考	

事業者記入欄

排水設備番号		検査年月日	年　月　日検査済
使用水種	上水道のみ 井戸水のみ・併用	水栓番号	
市税等納付状況	未納なし・未納あり	受益者番号	
審査結果	決　定　・　却　下	システム	<input type="checkbox"/> 入力確認済
課　長	課長補佐 (総括)	グループ長	グループ員

様式第2号（第6条関係）

下水道早期接続促進使用料免除決定（却下）通知書

年　　月　　日

住　　所  
氏　　名

那珂市下水道事業者　那珂市長　印

年　　月　　日付けで申請のあった下水道早期接続促進使用料免除申請について、次のとおり決定したので、那珂市公共下水道早期接続促進のための下水道使用料免除要綱第6条の規定により通知します。

審査結果	免　除	・	却　下
排水設備使用場所	那珂市		
免除期間	年　　月分　　から　　6 檢針分		
排水設備番号		水栓番号	

※水道料金は免除なりませんので、ご注意ください。

※免除終了時の通知はしませんので、ご了承ください。

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができないになります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

上下水道部訓令第13号

那珂市農業集落排水接続促進のための農業集落排水施設使用料免除要綱を次のように定める。

令和6年12月24日

那珂市下水道事業者 那珂市長 先崎 光

# 那珂市農業集落排水接続促進のための農業集落排水施設使用料免除要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、農業集落排水の接続促進及び環境衛生の向上を図るため、那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年那珂町条例第14号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、浄化槽やくみ取り槽から農業集落排水に接続した者の使用料を免除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業集落排水 条例第4条第2号の排水施設をいう。
- (2) 使用者 条例第4条第4号の使用者をいう。
- (3) 使用料 条例第14条の使用料をいう。

## (免除対象者)

第3条 使用料の免除を受けることができる者は、次のいずれにも該当する個人の使用者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、主に自己の居住のために供する建物の既存の浄化槽やくみ取り槽を廃止し、農業集落排水に接続した者
- (2) 納期限の到来した市税等を完納している世帯の者
- (3) 使用料を口座振替で納付する者

## (免除の期間)

第4条 使用料を免除する期間は、農業集落排水の使用開始日から6回目の検針日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、6回目の検針日より前に休止等（休止又は廃止をいう。以下同じ。）をした場合における使用料を免除する期間は、農業集落排水の使用開始日から休止検針日までとする。

## (使用料免除の申請)

第5条 使用料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該施設の農業集落排水施設使用開始届の提出前までに農業集落排水接続促進使用料免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を事業者に提出しなければならない。

## (使用料免除の決定及び通知)

第6条 事業者は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により免除の可否を決定し、農業集落排水接続促進使用料免除決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## (使用料免除の取消し)

第7条 事業者は、申請者が不正な手段により使用料免除を受けた場合は、使用料

免除の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事業者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

農業集落排水接続促進使用料免除申請書

年　月　日

那珂市下水道事業者　那珂市長

申請者　住　所  
氏　名  
電話番号

農業集落排水施設使用料の免除を受けたいので、那珂市農業集落排水接続促進のための農業集落排水施設使用料免除要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

また、那珂市下水道事業者が免除の可否を審査するにあたって、申請者世帯の市税等の納付状況について、各関係機関に照会又は確認することに同意します。

排水設備設置場所	那珂市
口座振替依頼	金融機関への提出　済　・　未 ※上水道を使用している方で、口座振替で水道料金の支払いをされている方は「済」に○をしてください。また、口座振替依頼を金融機関に提出していただく必要はありません。
備　考	

事業者記入欄

排水設備番号		検査年月日	年　月　日検査済
使用水種	上水道のみ 井戸水のみ・併用	水栓番号	
市税等納付状況	未納なし・未納あり	受益者番号	
審査結果	決 定　・　却 下	システム	□入力確認済
課　長	課長補佐 (総括)	グループ長	グループ員

様式第2号（第6条関係）

農業集落排水接続促進使用料免除決定（却下）通知書

年　　月　　日

住　　所  
氏　　名

那珂市下水道事業者　那珂市長　印

年　　月　　日付けで申請のあった農業集落排水接続促進使用料免除申請について、次のとおり決定したので、那珂市農業集落排水接続促進のための農業集落排水施設使用料免除要綱第6条の規定により通知します。

審査結果	免　除	・	却　下
排水設備使用場所	那珂市		
免除期間	年　　月分　　から　　6 檢針分		
排水設備番号		水栓番号	

※水道料金は免除なりませんので、ご注意ください。

※免除終了時の通知はしませんので、ご了承ください。

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができないになります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。